

光回線サービスの変更は内容をよく理解してから！**事例**

契約中の大手通信事業者Aを名乗る電話があり、「光回線サービスの案内。今より千円ほど安くなる」と勧誘された。A社のプラン変更だと思い手続きをしたら、別会社との契約になっていた。（60代女性）

**アドバイス**

- NTT東日本から光回線を借り受けた事業者の参入が増え、市内でも光回線サービスの電話勧誘によるトラブルの相談が増えています。
- 「今より安くなる」と勧誘されても他のオプションサービスとセット契約だった場合、今の料金より高くなる場合があります。
- 勧誘されてもすぐに返事をせず、契約先の事業者名、サービス名など契約内容を確認しましょう。内容が理解できない、必要がないと思った場合は、きっぱり断りましょう。
- 事例のように、別契約になるとは知らずに契約し、請求書を見て慌てて解約を申出ると高額な違約金を請求される場合がありますので注意が必要です。
- 光回線サービスの契約は、「初期契約解除制度」の対象であり、契約書面を受取ってから8日間は契約を解除することができます。
- 困ったときは、消費生活センターに相談してください。

●問い合わせ先**名寄市消費生活センター** TEL・FAX/ 01654-2-3575

◆相談時間 9:15~16:00 ◆休日/土・日・祝日